

令和7年度税制改正について

生活物価の上昇に合わせ、税負担を軽減します！

- 原則すべての人に適用される**基礎控除は定額**であるため、**物価に合わせて調整が必要**です。
通常の方法では10%の引き上げとなりますが、**より生活実感に近い20%、10万円引上げ**

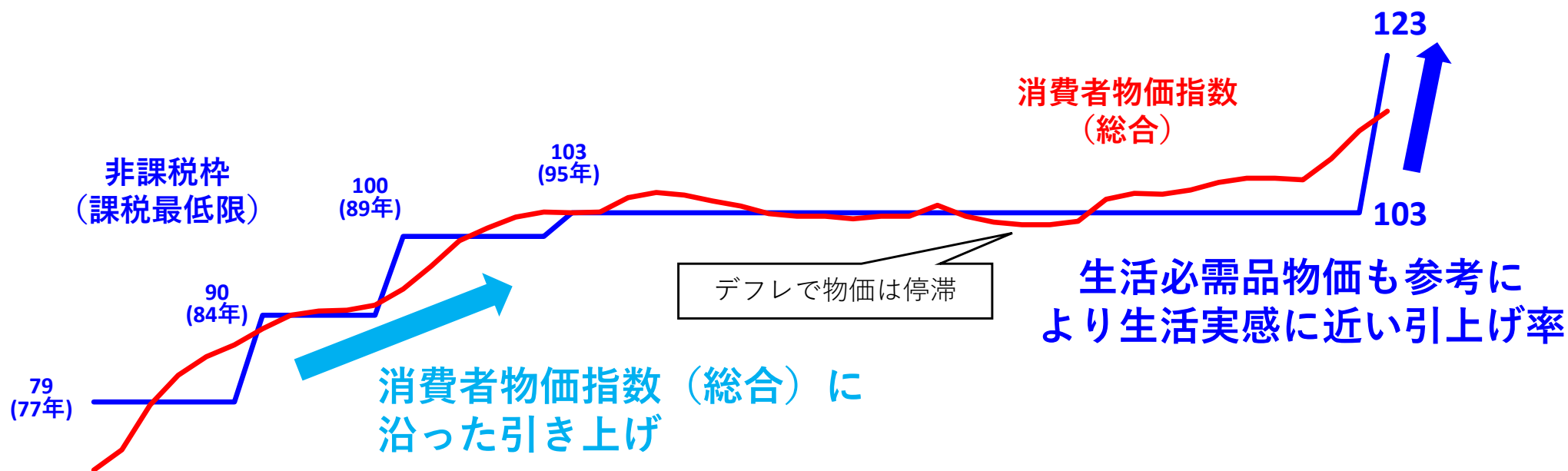
※ 高額所得者（合計所得金額2,350万円以上）には適用はありません。

(参考) 最後に基礎控除引き上げが行われた1995年～2023年の物価上昇率

消費者物価指数（総合） 10.1%上昇

基礎的支出（生活必需品を多く含む） 20.1%上昇

- 同じく定額の**給与所得控除の最低保障額も10万円引上げ**
- 所得税の**非課税の水準は103万円から123万円に**（社会保険料を差し引いた後）
- 令和7年12月の年末調整からスタート



学費や生活費のために、留学などの夢のために、 もっと働きたい大学生が税を気にせず働けるように！

親の税金を気にして**就業調整**をしている大学生の方へ

※ 19歳から22歳が対象。

- 給与（アルバイト）収入**150万円**まで働いても、親の税負担が増えなくなります

【現在】 103万円以上稼ぐと、親が特定扶養控除（63万円）を受けられない



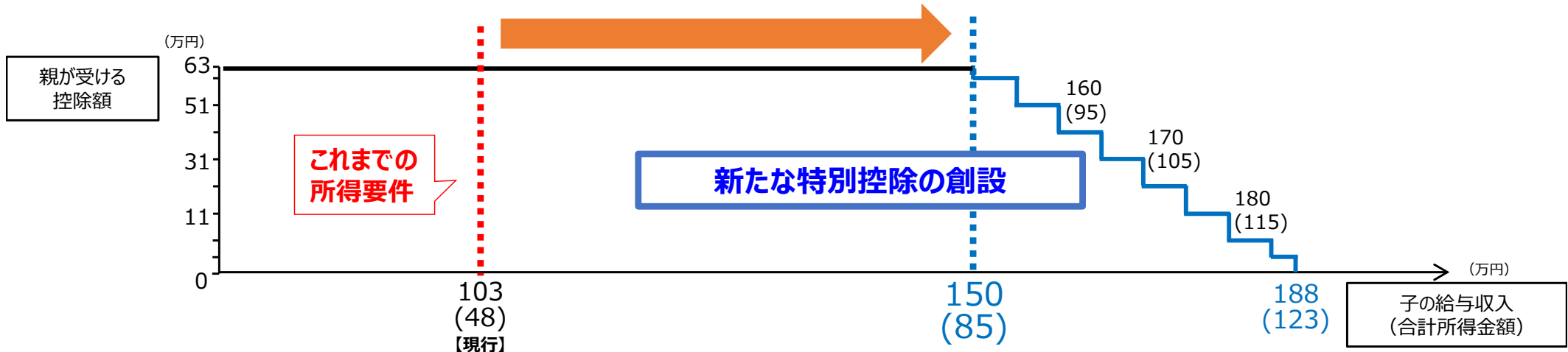
【令和7年から】 150万円までは、親が63万円の控除を受けられる新たな控除を創設

※150万円を超えると、親の控除は徐々に小さくなりますが、すぐにはなくなります。

- 大学生本人も給与150万円まで働いても税金が課されなくなります**（現在は130万円まで）

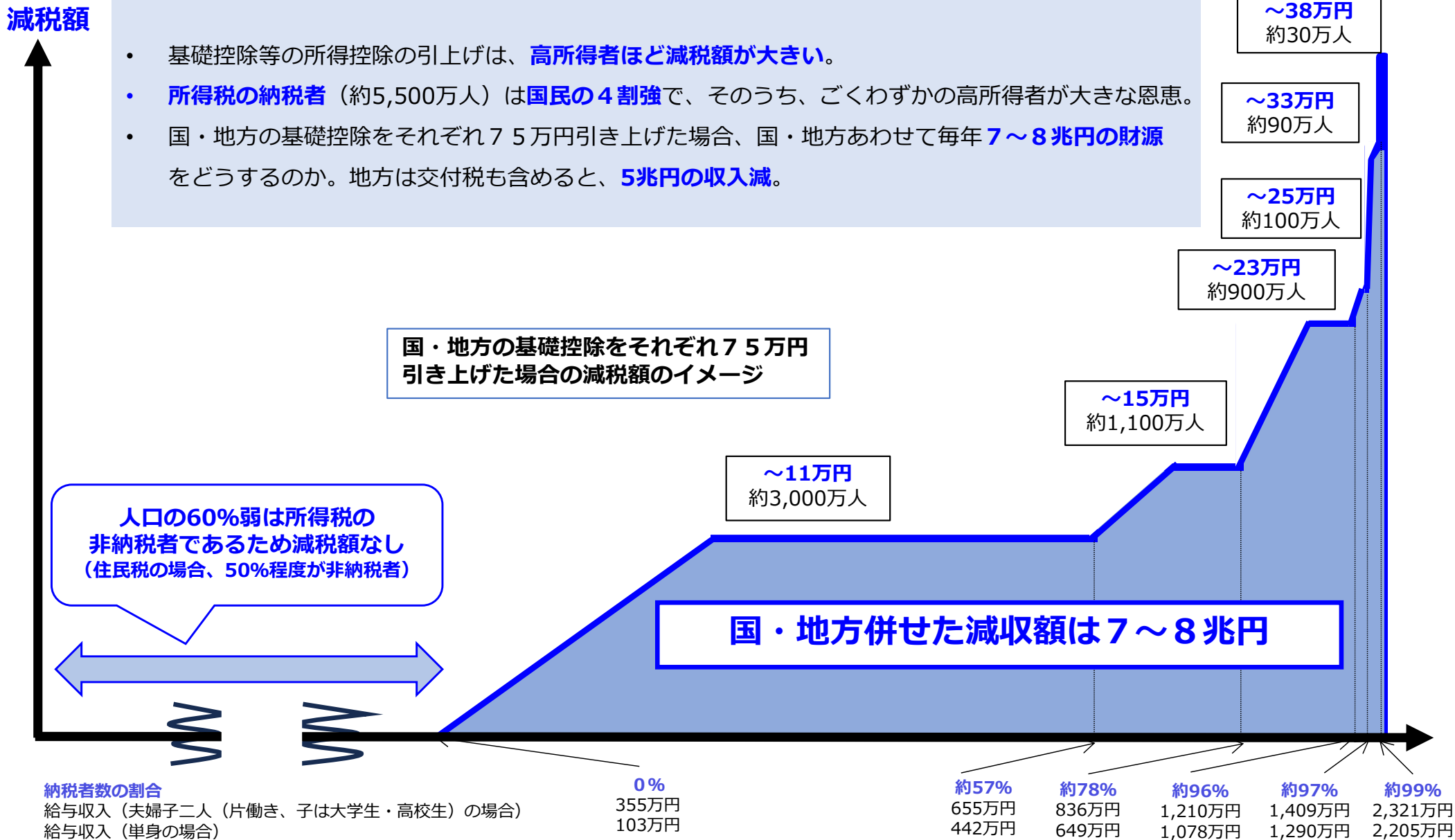
※ 全ての大学生が対象。

150万円まで働いても、親の税負担が増えない



(注) 上記の給与収入及び合計所得所得の金額は、令和7年度改正案による給与所得控除の最低保障額の引上げ（+10万円）適用後の金額である（【現行】の部分を除く。）。

基礎控除の大幅引き上げは、一部の高所得者に大きな減税



(注1) 限界税率45%の場合には、減税額はなしと仮定。

(注2) 給与収入については、単身の103万円を除き、一定の社会保険料が控除されるものとして計算。

その他の取組



1 老後に向けた資産形成の支援

- 企業年金の有無等による*iDeCo*（個人型確定拠出年金）の*拠出限度額の差異を解消*します
- また、賃金上昇の伸びを踏まえ、**会社員の確定拠出年金の拠出限度額**（企業型 + *iDeCo*）を**7,000円引き上げ**ます（月5.5万円→6.2万円）
- この結果、**企業年金のない会社員**は、従来の**2.7倍まで*iDeCo*に拠出可能**になります（月2.3万円→6.2万円）
- **個人事業主**についても**会社員と同額の引上げ**を行います（月6.8万円→7.5万円）



3 地域を支える中小企業への支援

- 地域経済に好循環を生み出すため、**売上高100億円超を目指す中小企業**を対象に、**中小企業経営強化税制を拡充**します（対象資産に建物を追加）
- 中小企業の**軽減税率の特例**を**2年延長**します

2 子育て世帯への支援



- 子育て世帯等に対する**住宅ローン控除・住宅リフォーム税制の拡充**を行います（7年限り）
- 子育て世帯に対する**生命保険料控除の拡充**を行います（8年限り）

4 防衛力強化に係る財源確保



- **厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛力強化の安定財源を確保**するため、**税制措置を講じます**
- **法人税**は、8年4月以後開始する事業年度について、**税額から500万円を差し引き、94%の法人を対象外とする仕組み**とした上で、**法人税率1%相当の防衛特別法人税**を導入します
- 所得税については、引き続き検討することとします
- **加熱式たばこの課税**について、**紙巻たばこの税負担差を解消**するため、**2段階で適正化**します（8年4月・10月）**国のたばこ税率は3段階で見直します**（9年4月、10年4月、11年4月に0.5円/1本ずつ）